

令和3年10月20日

各位

新潟県糸魚川市長

来海沢地すべり災害 立入規制 (10月20日変更)

3月4日に発生した来海沢地すべり災害につきましては、災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを禁止しています。

応急対策工事が進められ、10月20日をもって県道西側地区の一部避難解除となったことから、立入規制区域を下記のとおり変更します。

立入規制の範囲

変更後の立入規制区域は右図の赤色で示した範囲です。

避難指示解除となっている県道東側地区及び西側地区の一部においても、引き続き警戒態勢が必要となっていることから、関係者以外の立ち入りはご遠慮ください。

